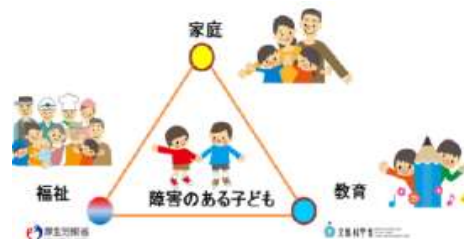


子ども達の充実した生活を保障するために
—特別支援学校と放課後デイサービス等との連携の一層の充実を—



主席研究員 河村 久

近年、特別支援学校に在籍する子ども達の多くが放課後デイサービスを利用するようになっており、下校時に学校を訪問すると、いくつもの事業所からの迎えの車に乗っていく子ども達の姿を見ることが普通のこととなっています。従来、多くの子ども達が学校と家庭とにしか居場所がなかったことを思えば、隔世の感があります。子ども達の第三の居場所として放課後デイサービス事業がしっかり根付いてきていることを感じます。

東京都東部に位置するある特別支援学校の例をあげましょう。この学校の子ども達は、24 箇所の放課後デイサービスを利用しています。学校と放課後デイサービス事業所との連携の要は、学校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、「支援部」という組織が担っています。支援部では、放課後等デイサービス事業所を対象とした研修会を実施したり、区の主催する放課後等デイサービス事業所や相談支援事業所の会議や研修会に参加したりして情報交換を行い、引き継ぎ時の教員との対応、事業所への教員の訪問要請への対応等の話し合いをしています。就学前の保護者向けには放課後等デイサービスの紹介を含めた幼児教室を開催しています。また、夏休み期間中を利用して学級担任が事業所を訪問する取組も実施しています。

しかし、学校評価での保護者アンケートの結果をみると、「デイサービスへの引き継ぎがされていないことがよくある」や、「担任がデイサービスなどの学校以外の機関との連携が取れている感じがしない」などという保護者の意見が散見されます。学校としては、放課後等デイサービス事業所などとの連携の重要性を認識し、組織的に取り組んでいるつもりでも、日々の連絡・引き継ぎとなると全教職員レベルでの理解と、引き継ぎ事項を漏らさない仕組みの整備も必要ということでしょう。事業所を利用する子ども達、そしてその保護者にとっては、日々の生活に支障が出ないようにすることが大事であるからです。

2018年8月に学校教育法施行規則の一部が改正になりました。その内容は、個別の教育支援計画を作成するに当たって、児童生徒またはその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない、としたことです（同規則第134条の2）。各学校が中心になり、子どもへの支援を長期的な視点に立って計画するに当たっては、当該の子どもが支援を受けている関係機関との情報共有を義務化したということです。とはいっても日々の具体的な連携を遺漏なく行っていくためには、互いに煩瑣でなく、しかも大切な事柄が抜けのないよう工夫することが大切です。例えば、大阪府箕面市の実践では、担当者間の情報共有を効果的に行うために、連携の内容及方法、個別の教育支援計画、緊急時の対応など、事前に確認しておいた方がよい内容を記載した「連絡シート」を作成し、日々の引き継ぎについては、次のような実践をしているということです。

- ・学校の連絡ファイル（ノート）を活用して、関係者共有の連絡ノートを作成。

- ・送迎時に児童生徒の状況を引き継ぐ簡易メモを渡す。
- ・一日や一週間の児童生徒の様子（生活記録表）を家庭と学校と放課後等デイサービス事業所で記入し共有。

このことによって、互いの連絡先や担当者が明確になり、連携が取りやすくなった。また、保護者の意向を確認することができた。双方の支援計画を参考に、同じ方向性をもって支援目標を立てることができた。このような成果が上がったと報告されています。

各地の放課後等デイサービスのプログラムをみると、実に様々な発達支援のプログラムが取り組まれています。これらの支援プログラムの中には、特別支援学校等においても参考とすべきものも多く含まれていると思います。他方、学校におけるこの児童生徒に対する教育指導の実態を放課後等デイサービス関係者に公開する機会は、学校公開など限られた場になっているのが実情であるように思います。大切なことは、「個別の教育支援計画」に具体化される連携情報の基礎となる、子どもの支援ニーズを共有するための具体的なプログラムをどのように実現していくかではないでしょうか。それぞれが、どんなに優れた実践をしても、それが一貫したものになっていなければ成果を期待することはできないからです。そのための、それぞれがもっている専門性を日常的に交流し合い、学び合い、そして一貫性と継続性のある支援につなげていくことです。そのための相互の意識改革と、連携のブラッシュアップが急がれる今日といえましょう。私も微力ながらお力添えできれば、これに勝る喜びはございません。関係者の皆様方とともに学校と関係機関とのつながりを強めていくため、がんばりましょう。適切な支援を求める子ども達のために。

聖徳大学大学院教職研究科 教授 河村 久

私は、現職に就く前には東京都の公立学校の教員、小学校長・幼稚園長として、主として障害のある子どもの教育に従事してきました。

この間、全国特別支援学級設置学校長協会会長(平成 19 年度)、中央教育審議会専門委員(平成 18 年度～平成 23 年度)等を歴任しました。近年は、特別支援学校の学校運営のお手伝いをするとともに、通常の学級に在籍する発達障害のある子どもの教育に関する研究や現職の先生方への支援にかかわることが多くなってきました。

本研究所の活動に参画することによって、生きにくさを感じている子どもたちの発達支援と生活の充実のためにお役に立つことができたなら、大変幸せなことと思っております。